

昭和五十六年政令第二百九十六号

地方公務員共済組合の更新組合員等で旧特別調達庁の職員期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令
内閣は、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）附則第七条及び第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（申出をすることができる者の範囲）

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第七条に規定する政令で定めるものは、同条に規定する更新組合員等（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。）第五十五条第一項第一号に掲げる者に限る。）若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「共済組合法」という。）第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。）のうち、昭和五十六年九月三十日において昭和五十六年改正法附則第七条に規定する退職年金、減額退職年金又は遺族年金（以下「退職年金等」という。）を受け権利を有する者で、これらの者に係る退職年金等の給付事由が生じた日において恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三十六号）第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。次項において「改正後の法律第五十五号」という。）附則第四十一条の五の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定及び昭和五十六年改正法第五条の規定による改正後の施行法の規定を適用するものたるならば退職年金等を受け権利を有しないこととなるものとする。

2 昭和五十六年改正法附則第七条に規定する政令で定める者は、同条に規定する更新組合員等のうち、昭和五十六年九月三十日において共済組合法又は施行法の規定による退職年金、減額退職年金又は障害年金を受け権利を有しない者で次に掲げるものとする。

一 昭和五十六年九月三十日において退職したものとする場合においても共済組合法又は施行法の規定による退職年金又は障害年金を受け権利を有しない者
二 昭和五十六年九月三十日において退職したものとする場合ならば昭和五十六年改正法附則第七条に規定する退職年金を受け権利を有することとなる者のうち、施行法第三十一条第一項の規定により職員であつたものとみなされる期間のうち施行法第七条第一項第三号又は第十条第一項第一号の期間に該当するものとされる期間（以下この号において「施行法による算入期間」という。）で改正後の法律第五十五号附則第四十一条の五の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部又は一部が施行法による算入期間に該当しないこととなる期間（第三条において「旧特別調達庁の職員期間」という。）をその者に係る施行法による算入期間に算入しないとしたならば当該退職年金を受け権利を有しないこととなる者
（申出の期限等）

第二条 昭和五十六年改正法附則第七条に規定する申出（以下「申出」という。）は、昭和五十六年十月一日から六十日以内に、自治省令で定めるところにより、地方公務員共済組合（以下「組合」という。）にしなければならない。

2 前条第一項又は第二項に規定する者が前項の申出の期限内に死亡した場合には、その申出は、これらの者（遺族にあつては、その者に係る昭和五十六年改正法附則第七条に規定する更新組合員等であつた者）の遺族がすることができる。

3 組合は、前条第一項又は第二項に規定する者（前項に規定する遺族を含む。）が申出をしたときは、その旨をこれらの者の普通恩給等（昭和五十六年改正法附則第七条に規定する普通恩給等をいう。）を受け権利の裁定を行つた者に通知しなければならない。

（申出をした場合における長期給付に関する措置等）

第三条 第一条第一項に規定する者（その者に係る前条第二項に規定する遺族を含む。）が申出をしたときは、その者の退職年金等を受け権利は、昭和五十六年九月三十日において消滅する。この場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額より多いときは、組合は、その差額に相当する金額を一時金としてその者に支給し、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額より少ないときは、その者は、その差額に相当する金額を、申出をした日の属する月の翌月から一年以内に一時に又は分割して、組合に返還しなければならない。

一 申出をした者（遺族にあつては、その者に係る昭和五十六年改正法附則第七条に規定する更新組合員等であつた者）がその者に係る退職年金等の給付事由が生じた日において旧特別調達庁の職員期間を有していなかったものとみなした場合に受けるべきこととなる共済組合法の特例死亡一時金、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号。以下「昭和五十四年改正法」という。）第二条若しくは第三条の規定による改正前の共済組合法若しくは施行法の規定による改正前の共済組合法若しくは施行法の退職一時金又は昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十八年法律第八十七号。以下この号において「昭和四十八年改正法」という。）第二条若しくは第三条の規定による改正前の共済組合法若しくは施行法の遺族一時金に係る共済組合法附則第十八条の七第二項、昭和五十四年改正法第二条の規定による改正前の共済組合法第八十三条第二項第一号又は昭和四十八年改正法第二条の規定による改正前の共済組合法第九十八条第二項に規定する金額

二 申出をした者（遺族にあつては、その者に係る昭和五十六年改正法附則第七条に規定する更新組合員等であつた者又はその遺族若しくは遺族であつた者を含む。）がその時まで支給を受けた退職年金等の総額

2 第一条第一項に規定する更新組合員等のうち申出をした者又は同項に規定する更新組合員等であつた者のうち申出をした者で再び組合員となつたものが退職し、又は死亡した場合において、共済組合法又は施行法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金を支給するときは、これらの者は、共済組合法及び施行法の規定の適用については、これらの者に係る退職年金等の給付事由が生じた日において旧特別調達庁の職員期間を有していなかったものとみなした場合に受けるべきこととなる昭和五十四年改正法第二条又は第三条の規定による改正前の共済組合法又は施行法の退職一時金の支給を受けた者であつたものとみなす。

附則

この政令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附則（昭和五十七年九月二五政令第二六六号）

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。